

- ▶一般競争入札では、不落のリスクや準備手続きに時間を要する。
- ▶入札契約方式の選択に当たり、地方公共団体では慎重な運用となっており、一般競争入札を多く選択していることから、手続きに時間を要しているが、適切な方式を活用すべき。



○復興庁、水産庁及び国土交通省（住宅再建・まちづくりの復興事業を所管する各省庁）から、住宅再建・まちづくりに係る工事を発注する県、市町村に対し、以下の趣旨の依頼文書を発出する。

住宅再建・まちづくりの復興事業の緊急性等を勘案し、地方自治法上認められている契約方式（一般競争入札、指名競争入札及び随意契約）のうち、出来るだけ早期に契約できる入札契約方式を選択すべきである。